

第12章 家族関係に反する罪

第1節 違法婚の罪

第217条 前の結婚が合法的に存続していることを知って、第二の婚姻または再婚した者は、6月から1年の禁固刑に処せられる。

第218条 ① 他の婚約者を害するために、無効な婚姻をした者は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

② その後、結婚が追完された場合は、有責者は刑罰を免除される。

第219条 ① 訴訟手続きで審理されている、または、告発されている何らかの無効原因がある結婚を認可した者は、6月から2年の禁固刑に処せられ、また、公雇用または公職について2年から6年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 無効原因が許しうるものであった場合は、刑は、6月から2年の間の公雇用または公職停止となる。

第2節 出産偽称および未成年者の父性、身分または地位の変更

第220条 (2021年改訂) ① 出産偽称は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

② 18歳未満の未成年者を、その親子関係を変更または修正するために、隠した、または、第三者に引き渡した者には、同じ刑が科される。

③ ある子供を別の子供と取り違えることは、1年から5年の禁固刑に処せられる。

④ 前各項に規定される行為を犯した血縁または養親子関係での尊属は、更に、偽称された、隠蔽された、引き渡された、または、代替された子または卑属の上の親権、場合に応じて、残りの子または卑属の上の親権について4年から10年の個別的公権剥奪刑に処せられ得る。

⑤ 保健衛生センターまたは社会保健センターで、子の身元確認および庇護の責任者の重大な過失により、発生した子の取り違えは、6月から1年の禁固刑に処せられる。

第221条 ① 経済的補償を介して、保護、庇護または養子縁組の法的手続きを避けて、親子関係と同様な関係を設立する目的で、子、卑属または(親子関係または親族関係がなくとも)いかなる未成年者を、他人に引き渡した者は、1年から5年の禁固刑、および、親権、後見、保佐または保護の権利行使について4年から10年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② たとえ、未成年者の引渡しが行われたとしても、それを受け取る者および仲介者は、同じ刑に処せられる。

③ 子を収容する保育園、学校あるいはその他の場所または施設を利用して犯罪行為が行われた場合は、有責者に関連する活動についての2年から6年の個別的公権剥奪刑が科され、また、施設の一時的または確定的閉鎖を取り決めることができる。一時的閉鎖では、期間は5年を越えることはできない。

第222条 その職業または職位の執行において、前2条に規定される行為を行う教育者、医師、当局（*当局の人的範囲については第24条参照）または公務員は、それに規定される刑が科され、さらに、公雇用、公職、職業または職務について2年から6年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

本条のために、医師と言う語は、医者、助産師、看護師および健康または社会保健活動を行う他の人が含む。

第3節 家族の権利と義務に反する罪

第1款 庇護義務違反および未成年者への住居放棄教唆の罪

第223条 未成年者または特別な保護が必要な障害者の庇護を引き受けて、正当な理由なく、その者をその父母または監護者に、これらの者から要求されたときに、引き渡さなかった者は、6月から2年の禁固刑に処せられる。ただし、当該行為がより重大な犯罪を構成することを害さない。

第224条 未成年者または特別な保護が必要な障害者に家庭を、または、父母、後見人または監護者の承諾で居住している場所を放棄することを教唆した者は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

未成年の子に司法または行政当局が設定した庇護のやり方に違反するよう教唆する父母には同じ刑が科される。

第225条 前2条に規定されている犯罪の有責者が、未成年者または特別な保護が必要な障害者を、侮辱、虐待またはなんらかの犯罪行為の対象とせず、また、その者の生命、健康、身体または性的自由を危険に置かないで、その住所または居住地に戻したり、あるいは、知れていて安全な場所に（それらの者を）託するときは、当該行為は、未成年者または特別な保護が必要な障害者の居場所が父母、後見人または監護者に通知されていた、または、不在が24時間を越えなかったときは、3月から1年の禁固刑または6月から24月の罰金刑に処せられる。

第2款 未成年者の連れ去りの罪

第225条の2 **(2021年改訂)** ① 正当な原因なく、自己のために、自分の未成年の子を連れ去った親は、2年から4年の禁固刑および親権行使について4年から10年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 本条のために、次のことは連れ去りとみなされる：

1. 通常同居している親、または、（その子の）保護または庇護が託されている人または施設の同意なく、未成年者をその居住場所から移動させる。

2. 司法または行政裁定により設定された義務をいちじるしく違反して未成年者を留置する。

③ 未成年者が、スペイン国外に移送されたとき、または、その返還になんらかの条件が要求されたときは、第1項の刑が、その下限を上下限の差分の半分上回って科される。

④ 連れ去り者が、他の親、または、適法にその監護が対応している者に、すぐ返還する約束で連れ去りから24時間以内に所在地を通知したとき、または、不在が当該24時間を越えなかったときは、刑を免除される。

前段に係わる通知なしに、連れ去りから15日以内に返還された場合は、6月から2年の禁固刑が科される

これらの期間は連れ去りの告発の日から数える。

⑤ 本条に規定される刑は、同じく上記行為に係わった未成年者の尊属および父母の親族で2親等までの血族または姻族に科される。

第3款 家族、未成年者または特別な保護が必要な障害者の遺棄の罪

第226条 ① 親権、後見、保護または里親に固有の支援の法的義務を履行しなかった者、または、困窮状態にあるその卑属、尊属または配偶者の生計に法的に規定された必要な支援を提供しなかった者は、3月から6月の禁固刑または6月から12月の罰金刑に処せられる。

② 裁判官または裁判所は、受刑者に、理由付けして、親権、後見、保護または里親について4年から10年の個別的公権剥奪刑を科することができる。

第227条 ① 法律上の別居、離婚、婚姻無効の確認、親子関係の訴訟、または、子の利益での扶養訴訟のケースにおいて裁判上承認された協定または司法裁定で設定されたその配偶者または子のためのいかなる形式での経済的給付を、連続2月間または連続しない4月間支払わなかった者は、3月から1年の禁固刑または6月から24月の罰金刑に処せられる。

② 前項に規定されるケースにおいて共同または一方的な形で設定された他のいかなる経済的給付を支払わなかった者は、同じ刑に処せられる。

③ 犯罪に由来する損害の回復は、(負った)債務額の支払いを常に伴う。

第228条 前2条に規定される犯罪は、被害者またはその法定代理人の告発の後で追求される。前者が未成年者、特別な保護が必要な障害者または困窮者の場合、検察庁も告発できる。

第229条 ① 未成年者または特別な保護が必要な障害者のその者の保護を委託された者による遺棄は、1年から2年の禁固刑に処せられる。

② 遺棄が、父母、後見人または法的保護者によりなされた場合は、18月から3年の禁固刑が科される。

③ 遺棄に事由により、未成年者または特別な保護が必要な障害者の生命、健康、身体または性的自由が具体的危険にさらされた場合、2年から4年の禁固刑が科される。ただし、その行為が他のより重い犯罪を構成した場合、対応して処罰することを害さない。

第230条 未成年者または特別な保護が必要な障害者の一時的遺棄は、それぞれの場合において、前条に規定する刑より1段階低い刑に処せられる。

第231条 ① 未成年者または特別な保護が必要な障害者の育成または教育を担当する者は、その権限を委任した者の、または、それがいない場合は、当局の同意を得ずに、それを第三者または公的施設に引き渡した者は、6月から12月の罰金刑に処せられる。

② 引渡しにより、未成年者または特別な保護が必要な障害者の生命、健康、身体または性的自由が具体的危険にさらされた場合、6月から2年の禁固刑が科される。

第232条 ① 未成年者または特別な保護が必要な障害者を、物乞い行為に利用または提供した者は、それが隠されている場合を含め、6月から1年の禁固刑に処せられる。

② 前項の目的のために、未成年者や特別な保護が必要な障害者を売買した者、それらに暴力または威嚇を用いた者、または、健康に害がある物質をそれらに供給した者は、1年から4年の禁固刑に処せられる。

第233条 ① 裁判官または裁判所は、未成年者の状況に留意して適切であると判断した場合、第229条から第232条に定められた犯罪の有責者に、親権の行使または監護、後見、保佐または里親の権利の行使について4年から10年の個別的公権剥奪刑を科することができる。

② 有罪判決を受けた者が公務員の地位により未成年者を監護していた場合は、さらに、公雇用、公職についての2年から6年の個別的公権剥奪刑が科される。

③ いずれにしても、検察庁は、管轄当局に、未成年者の適切な庇護と保護のための適切な措置を要請する。